平成２２年（フ）第２６５０号
横浜市旭区今宿東町744番地１　今宿コーポＡ205号室
債務者　菱倉　達彦
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１０号
神奈川県藤沢市遠藤817番地の１　市営遠藤第２住宅５棟206
債務者　齋藤　君代
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１５号
横浜市西区南幸２丁目20番15―1003号
債務者　青野　早苗
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２４号
横浜市戸塚区原宿１丁目２番１―611号
債務者　須戸　益美
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２９号
横浜市泉区白百合３丁目31番６号
債務者　舘野　　武
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３０号
横浜市鶴見区元宮２丁目１番80―607号
債務者　相馬苗代子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７７号
神奈川県座間市新田宿128番地の６
債務者　岩下　　泉
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０２号
相模原市中央区田名2733番地20
債務者　佐々木仁美
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０７号
相模原市中央区上矢部２丁目14番４号
債務者　新田　哲哉
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３４号
石川県輪島市山岸町へ15番地１
破産者　有限会社池澄建設
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２０年（フ）第１０１２号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目12番20号
破産者　有限会社エスシー鹿児島
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目82番地の１カサ・リベラ202号、前住所兵庫県尼崎市長洲中通１丁目７番２号
破産者　水畑　正二
１　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
２　一般調査期日　平成22年12月16日午前11時
平成22年９月30日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第８２３号
神戸市中央区元町通４丁目２番８―404号
破産者　遠近　広美
１　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
２　一般調査期日　平成22年12月22日午前11時
平成22年９月30日
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１０５２２号
愛媛県八幡浜市川上町川名津甲386番地の２
破産者　日本通信電線株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
２　一般調査期日　平成23年２月１日午後１時30分
平成22年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番５―201号
破産者　小林塗装こと　小林　弘和
１　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
２　一般調査期日　平成22年12月13日午後２時
平成22年９月30日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２７４号
埼玉県さいたま市岩槻区大字掛460番地３
破産者　有限会社栃木屋食品
１　破産債権の届出期間　平成22年11月９日まで
２　一般調査期日　平成22年12月14日午後３時30分
平成22年９月28日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
京都市伏見区葭島矢倉町８番地、前居所京都市左京区丸太町通川端東入下る東丸太町14番地
破産者　北野　伸子
１　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
２　一般調査期日　平成22年12月２日午後１時30分
平成22年10月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第８９号
北海道岩見沢市駒園５丁目２番30号
破産者　酒井　義則
１　破産債権の届出期間　平成22年10月22日まで
２　一般調査期間　平成22年11月１日から平成22年11月８日まで
平成22年10月１日
札幌地方裁判所岩見沢支部